

※平成 24 年 4 月 20 日時点 第一次検討の結果であり、今後の協議の結果、変わることがある。

西条農業革新都市総合特区に関する論点シート 規制①

提案事項名	国有農地における賃貸借での営農利用を許可	
提案事項の具体的内容	国有農地についても一般農地と同様、農業生産法人以外の法人による賃貸借での営農利用を認める。	
優先提案	○	
農林水産省の見解	担当課	農地政策課
	根拠法令	農地法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 57 号）による改正前の農地法（旧農地法）第 78 条等 農地法処理基準（平成 12 年 6 月 1 日・12 構改 B 第 404 号農林水産事務次官通知）
	対応	代替案の提示
	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	<p>今般の特区で規制特例事項としてあげられている旧農地法第 78 条は、平成 21 年の農地法改正法第 1 条により削られた上で、同法附則第 8 条 1 項により「なお従前の例による」として措置されており、特区法に基づく改正か否かに関わらず、事後に改正することは法原則上不可能であるということを御理解頂きたい。</p> <p>しかしながら、貸付の細則を定めた農地法処理基準の改正による運用改善を図ることは可能であるため、試験研究目的で住友化学が農地を利用することができるよう、処理基準を改正する予定としている。</p> <p>なお、上述の通り、当該国有農地の営農目的での長期貸付は困難であるが、県公社や農業生産法人等が当該農地を買い受けることは可能であるため、西条市の農業発展のためにも、幅広く買い受け主体（参入主体）についてご検討頂ければ幸い。</p> <p>また、貸し付け・買い受けを問わず、会計法上、特定の者と随意契約できる場合は、金額が僅少である場合などに限られていることから、西条市が指定する者に随意契約により貸し付け、買い受けさせるためには、別途、会計法の特例を要望する必要があると思料。</p>

※平成 24 年 4 月 20 日時点 第一次検討の結果であり、今後の協議の結果、変わることがある。

西条市の回答	対応	受け入れられない
	理由等	<p>処理基準の改正は再生実験のための一時的な貸付を可能とするだけであり、その後の企業等による本格的な営農展開が実現できない。したがって、本提案事項の実現など、更なる何らかの対応を求める。</p> <p>なお、既に過去のものとなっている規定を見直すことができるか否か、という法技術的な論点については、事務局を通じてしかるべき確認をお願いしたい。</p> <p>当市の事例は、当市の河原津干拓地の再生に限らず、他地域における未貸し付けの国有農地約 4 7 0 ha（国会会議録から抜粋）を活用するためのモデル事例となる可能性を秘めるものである。当市の考え方を下記のとおり整理したので、これを斟酌いただき、どのようにしたら有効活用の促進につながるかという観点から前向きな議論をお願いしたい。</p> <p><当市の考え方> 買受適格者による買い取りについては、塩害や給排水施設の老朽化の問題から多額の改良投資が必要であるため当該干拓地を農地として買い取る者はいない、というのが今日の状況に至っている大きな要因である。したがって、活用の可能性が農業関係者だけに限られている中では農地としての有効活用策を見出すことは不可能である。当市としては、こうした現実を踏まえ、当該干拓地の農地としての活用方策は高い技術力や資本力等を有する企業による事業化しかない、と考えている。</p> <p>なお、当市による買い取りについては、相当程度の財政負担が必要であり、多額の改良投資が必要な農地を取得することのリスクが大きいと考えられるため、実施不可と判断している。</p>
	事務レベル協議を希望するもの	○
	内閣府(事務局)整理(コメント欄)	農水省の回答は C(代替案提示)であるものの、西条市の目指すところが営農利用であり、試験研究目的の一時的な貸付のみでは、不十分である。ついては、農水省に対して、法制度上の理由だけで不可能と回答するのではなく、実際に売却が困難となっている国有農地を政策上どうしていくつもりなのか、という政策的観点からも見解を求めたい。
内閣府見解	実現不可能なため、各省に対して深堀の検討を依頼するもの	

※平成 24 年 4 月 20 日時点 第一次検討の結果であり、今後の協議の結果、変わることがある。

西条農業革新都市総合特区に関する論点シート 規制②

提案事項名	小水力発電設置の許可手続きの簡素化	
提案事項の具体的内容	農業用水として権利を有する水利のみを利用して実施される小水力発電設備設置に係る認可手続きを簡素化する。	
優先提案	○	
国土交通省の見解	担当課	水管理・国土保全局 水政課水利調整室 河川環境課流水管理室
	根拠法令	河川法第 23 条河川法第 9 条河川法施行令第 2 条、第 20 条の 2
	対応	国土交通省が今後検討
	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	<p><手続の簡素化等について></p> <p>「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（平成 24 年 4 月 3 日閣議決定）を踏まえ、一定の小水力発電について、水利使用の許可権限を移譲するため、水利使用区分を大規模な水力発電とは異なる取扱いとする方向で検討することとしています。</p> <p>その他、水利権取得申請について、手続の簡素化・円滑化に向けた対応を行うこととしています。</p>
西条市の回答	対応	条件付き了解
	理由等	<p>農業水利施設における小水力発電設備の設置促進を図る本市としては、行政刷新会議で小水力発電に関する規制緩和が検討されることは非常に心強く感じている。総合特区に規定されている緩和事項だけでなく、幅広い項目について規制緩和の検討が進むことを期待する。</p> <p>なお、本市事業計画では平成 25 年度に発電所設置に係る手続きを予定していることから、「貴省での検討の結果、本市の提案する志河川ダム小水力発電設備設置事業が受けられる具体的な規制緩和内容について、平成 24 年度中に明示する。」ことを条件としていただければ、了解事項としたい。</p>
事務レベル協議を希望するもの	希望しない	
内閣府(事務局)整理(コメント欄)	国土交通省に対し、西条市が求めている今後のスケジュールや方向性について確認を行う。	
内閣府見解	実現に向けた条件、代替案等の検討を継続して行うもの	